

公益財団法人笹川スポーツ財団 監事監査規程

平成 25 年 3 月 21 日
規 程 第 29 号

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条** この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）における監事の監査に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 監事の監査は法令及び定款に定めるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(基本理念)

- 第 2 条** 監事は、財団の機関として理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、財団の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

- 第 3 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

(業務・財産調査権)

- 第 4 条** 監事は、いつでも、理事及び関係部署に対し事業の報告を求め、又は財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

- 第 5 条** 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力しなければならない。

第 2 章 監査の実施

(監査事項)

- 第 6 条** 監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行う

ものとする。

- (1) 稟議書等重要な文書
- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
- (3) この法人と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 決算方針及び決算期の計算書類等
- (6) 評議員会に提出すべき議案及び書類
- (7) その他監事が監査上必要とする事項

(会議への出席)

第 7 条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第 3 章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

第 8 条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、理事会に意見を述べなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たり財団の業務の適正な運営・合理化等又は財団の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し意見を述べなければならない。

(差止請求)

第 9 条 監事は、理事が財団の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、これにより財団に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対しその行為の差止めを請求することができる。

(理事等の報告義務に対する措置)

第 10 条 監事は、理事から財団に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第 11 条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するように求めるものとする。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

(評議員への報告)

第 12 条 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告しなければならない。

(評議員会における説明意義)

第 13 条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明するものとする。

(監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述)

第 14 条 監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べるができるものとする。

第 4 章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第 15 条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査しなければならない。

(監査報告書)

第 16 条 監事は、日常の監査を踏まえ、第 15 条の監査を経て、法令の規定に従い監査報告書を作成するものとする。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、理事に提出しなければならない。

第 5 章 雑 則

(監査の費用)

第 17 条 監事は、職務執行のために必要と認める費用を財団に対して請求することができるものとする。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日 規程第 29 号）

この規程は、平成 25 年 3 月 21 日に施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。